

② 面的整備計画に基づく交付金の交付の流れ

市町村



国



市町村

① 日常生活圏域を単位として、次の事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定
(単年度の整備計画の場合には、翌年度も同一圏域で計画策定が可能)

大規模交付金に係る事業

- 小規模多機能型居宅介護拠点
- 小規模の老人保健施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 夜間対応型訪問介護ステーション
- 地域包括支援センター
- 小規模の特別養護老人ホーム
- 小規模のケアハウス(特定施設)
- 認知症対応型デイサービスセンター
- 介護予防拠点
- 生活支援ハウス

小規模交付金に係る事業

- 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業
- 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

② 計画を国に提出(都道府県を經由)

③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

全国的指標

…高齢者の将来上昇率、圏域における施設整備の状況 等

政策的指標

…地域密着型サービス拠点の整備を中心としているか、既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

④ 下記の算定方法により、交付金を交付。

(注)交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

大規模交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

ただし、実際の総事業費の範囲内とし、「億円」を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービスの拠点	—
小規模多機能型居宅介護	15,000千円
小規模の特別養護老人ホーム	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模のケアハウス(特定施設)	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模の老人保健施設	25,000千円
認知症高齢者グループホーム	15,000千円
認知症対応型デイサービス	10,000千円
夜間対応型訪問介護	5,000千円
● 介護予防拠点	7,000千円
● 地域包括支援センター	1,000千円
● 生活支援ハウス	30,000千円

小規模交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	3,000千円

介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、

①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設等転換整備計画」を策定することができる。

※23年度までの支援

のうち、**介護療養型医療施設等転換整備計画**の1メニュー

○ 介護療養型医療施設等転換整備事業

既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

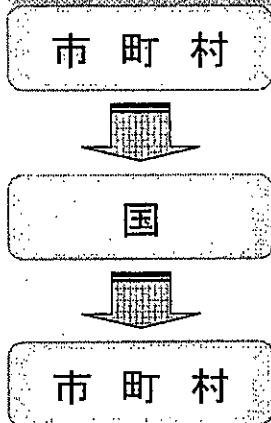
介護療養型医療施設等
療養病床を有する病院
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
療養病床を有する診療所



- ①老人保健施設
- ②ケアハウス
- ③有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤認知症高齢者グループホーム
- ⑥小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦生活支援ハウス
- ⑧適合高齢者専用賃貸住宅及び厚生労働大臣が定める基準(各戸が床面積25㎡以上/各戸に台所や浴室等必要な設備を備えていること/前払家賃保全措置)を満たすもの

※ 上記交付対象施設については、定員規模を問わない。②、③及び⑧については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③及び⑧については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件

介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の流れ



① 市区町村全域を単位として、既存の介護療養病床の転換のための介護療養型医療施設等転換整備計画を策定。

② 計画を国に提出(都道府県を経由)。

③ 交付金全体(地域密着型サービスの整備等に係る交付金)に係る市町村のニーズを踏まえながら、予算の範囲内で採択。

④ 交付額を算定し、交付金を交付。

算定方法

介護療養型医療施設等転換整備計画記載の事業により減少する病床数に、右の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する病床数を上限とする。

事業区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さず、新たに施設を整備	転換床数	1,000千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備	転換床数	1,200千円
●改修 船体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)	転換床数	500千円

先進的事業支援特例交付金におけるその他メニューの概要

先進的事業整備計画

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の広域利用型特別養護老人ホームの改修等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事業等整備計画」を策定することができる。

この交付金のうち、先進的事業等整備特例交付金の1メニュー

【交付対象事業】

- **既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業**

消防法改正に伴い、既存の小規模福祉施設(275㎡～1,000㎡)のスプリンクラー整備を支援するために交付金を交付(23年度まで)。【対象施設】これまでに整備された小規模の特別養護老人ホーム、小規模の老人保健施設、認知症高齢者グループホーム

- **既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業等**

既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により老人保健施設、特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)及び認知症高齢者グループホームへ転換する際に、ユニット化することを支援するために交付金を交付。

※ただし、他の整備計画により交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

- **緊急ショートステイ整備事業**

虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。

- **市町村提案型事業**

市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付する。

事業区分	単位	配分基準単価	
既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業	1㎡	9千円	
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業	「個室→ユニット化」改修	整備床数	500千円
	「多床室→ユニット化」改修	整備床数	1,000千円
	緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	

既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業について

経 緯

平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成19年に消防法施行令が改正された。（施行日：21年4月1日）

具体的な改正内容

施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積 (延べ床面積)	改正前	改正後
	1,000㎡以上	275㎡以上

(参考) 自力避難困難者
 火災発生時にその危険性を認識できず、または危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。
 → 要介護度3以上の者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者

対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設（高齢者関連）	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム
	養護老人ホーム
	有料老人ホーム
	老人短期入所施設



交付金で対応

交付金概要

交付金名	地域介護・福祉空間整備等交付金
平成21年度予算(案)	387億円 (当該事業については内数で対応)
交付金単価	9,000円/㎡
対象施設	小規模の特別養護老人ホーム (定員29人以下)
	小規模の介護老人保健施設 (定員29人以下)
	認知症高齢者グループホーム

その他留意点

- ・ 既存施設であって、スプリンクラー未設置の施設が対象
- ・ 左記3施設以外については、補助金が既に一般財源化されている等の理由により除外
- ・ 平成23年度までの時限措置

消防法施行令において、既存の施設については平成23年度末まで経過措置が認められているため

地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村交付金)の活用について

**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(ハード交付金)**
【平成21年度予算(案) 387億円】

- 地域に密着した介護サービス拠点の整備
 - ・認知症高齢者グループホーム
 - ・小規模多機能型居宅介護拠点 等
- 市町村提案事業(先進的事業支援特例交付金)
 - 地域交流スペース 等

**地域介護・福祉空間整備推進交付金
(ソフト交付金)**
【平成21年度予算(案) 20億円】

- 地域密着型サービス拠点や地域交流スペース等に
必要な設備・システム経費、事業立ち上げ時の会議
(検討委員会等)・イベント経費等
〔初年度のみ交付〕

